

注) 事業計画認定の申請には、電力会社への接続契約申込後に発行される「接続の同意を証する書類」が申請時に必須になりました。(2018 年 12 月 1 日より)

事前に電力会社に接続契約の申し込みをして電力会社の書類を準備してから事業計画の申請をしてください。

▼なっとく再生可能エネルギー

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

▼操作マニュアル及び様式

<https://www.fit-portal.go.jp/Manual>

▼Q&A

<https://goo.gl/vBCejH>

事業計画認定 再生可能エネルギー電子申請 補足資料

太陽光 10kW 未満
太陽光 10kW 以上 50kW 未満
兼用

新規事業計画認定のご不明点は「JPEA 代行申請センター(JP-AC)」

TEL: **0570-03-8210** 受付時間: 平日 9:20~17:20

FAX: **03-3437-5877**

1) 発電設備区分
10kW 未満・以上共通

発電設備区分	
発電設備の区分	太陽光 ▼
出力区分	10kW未満 ▼
設備利用区分	自ら太陽光発電設備を設置される方 ▼

10kW 未満
10kW 以上 50kW 未満
から選択してください。

2) 事業区域面積
10kW 以上のみ

事業区域の面積(m ²)

母屋・ガレージを含む屋根設置の場合
→屋根の面積
地上設置の場合
→発電所の敷地面積

3) 設備の形態
10kW 未満・以上共通

太陽光発電設備の設置形態	
屋根設置	☐ 既設の建物等 ☐ 建設中・予定の建物等 建物の所有 ☒ 事業者が所有 ☐ 事業者以外が所有 ☐ 事業者が事業者以外と共有 建物の種類 一戸建ての住宅
地上設置	☐ 土地の所有 ☐ 事業者が所有 ☐ 事業者以外が所有 ☐ 事業者が事業者以外と共有

選択は設備設置者(施主)から見た場合です。
施主所有→事業者が所有
他人所有→事業者以外が所有

4) 構造図及び配線図

10kW 未満・以上共通

構造図	必須	申請する太陽光発電設備の構造が標準構造図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準構造図と同じ」を選択してください。異なる場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。
配線図	必須	申請する太陽光発電設備の配線が標準配線図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準配線図と同じ」を選択してください。異なる場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。

オムロンハイブリッド蓄電池を使用する場合のみ「標準構造図と異なる」「標準配線図と異なる」を選択して下さい。

※オムロンハイブリッド蓄電池を使う場合

構造図	必須	申請する太陽光発電設備の構造が標準構造図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準構造図と同じ」を選択してください。異なる場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。
配線図	必須	申請する太陽光発電設備の配線が標準配線図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準配線図と同じ」を選択してください。異なる場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。

(ア) 標準構造図・標準配線図と異なる場合のダウンロード先

① オムロンハイブリッド蓄電池

一般タイプ・基本パッケージ

パッケージ型番 KP55S3-PKG-MM3

<https://goo.gl/zsSF5t> (構造図)

<https://goo.gl/U4RCJa> (配線図)

5) 自家発電設備等の設置の有無

自家発電設備等の設置の有無 **必須**

● 有

自家発電設備の種類
蓄電池

蓄電池の位置
PCSより太陽電池側

区分計量の可否
☐ 可 ● ☐ 不可
☐ 無

SIソーラー蓄電池を設置する場合
“有”“蓄電池”“PCS より太陽電池側”
“不可”を選んでください。

6) 事業者情報

10kW 未満・以上共通

事業者自身が入力されていますか? **必須**

本人でない

・事業者の代理人として登録:『本人でない』を選択
・事業者本人が登録:『本人』を選択

● 新たに事業者を登録します ● 既に登録されている事業者を使用します

施工店が代理申請する場合は“本人ではない”を選択し、お客様情報を入力して下さい。

7) 太陽電池に係る事項
10kW 未満・以上共通

型式検索

型式番号

メーカー名

太陽電池種別

--なし--

Aide Solar

AIDUO

Alex Solar

Almaden

Anji

ANTARIS SOLAR

AUO

Avancis

AXITEC

メーカー名を使用するメーカーで
選択して検索ボタンを押して下さい。

(ア) SI ソーラー取扱いのパネル一覧

※期間限定、施工店、プラン等の理由により取扱品種が異なります。不明な場合は SI ソーラーにお問合せ下さい。

メーカー名	種類	型式番号	備考
SUNPOWER	A1	SPR-X21-345-IEC	
SUNPOWER	A1	SPR-X22-360	
LONGi	A1	LR6-60-285M	予約済の方のみ
LONGi	A1	LR6-60PE-310M	
AUO	A1	PM060MW4_325	

8) 保守点検責任者
10kW 未満・以上共通

太陽光発電設備を設備される発電事業者の入力を推奨。
O&M 請負等で施工店名を入力する場合は「法人区分」を選択し「法人名」「〇〇課 山田太郎」と個人名まで入れて下さい。

9) 保守点検及び維持管理計画
10kW 未満・以上共通

255 文字以内で入力する。

【重要】

ポイント

→具体的な実施項目、頻度を必ずご記入下さい。

(ア) 10kW 未満例文

- ① 設備設置者による発電監視装置での状態監視。異常発生時に随時対応。
1 年目及び 6 年目に電気配線及びパネル設置状態を目視と増し締め点検。(68 文字)

(イ) 10kW 以上 50kW 未満例文

- ① 設備設置者による発電監視装置での状態監視。異常発生時に随時対応。
1 年目に電気配線及びパネル設置状態を目視と増し締め点検。以降 5 年毎に電気と設置状態を点検。(80 文字)

10) 事業に要する費用

10kW 以上のみ

事業に要する費用	必須	保守点検及び維持管理費用 (円) (税抜き)	(ア)	
	必須	撤去及び処分費用 (円) (税抜き)		(イ)
	必須	撤去及び処分費用の算定方法		(ウ)
	必須	撤去及び処分の積立開始時期	201705	(エ)
	必須	撤去及び処分の積立終了時期		(オ)
	必須	月毎の積立金額 (円) (税抜き)		(カ)

(ア) 保守費用及び維持管理費用

10kW 以上は 20 年間の保守費用及び維持管理費用を入力します。一般的に「太陽光発電システム材工の 5%」又は「売電収益の 5%」が適当と言われています。設置状況による違いは予めご了承ください。

(イ) 撤去及び処分費用

撤去費用は一般的に「太陽光発電システム材工の 5%」と言われています。SI ソーラー施工店専用ページより簡易収支シミュレーターで計算した数値を入力して下さい。

(ウ) 算定方法

「太陽光発電システム材工の 5%」と入力して下さい。

(エ) 積立開始時期

売電開始予定月を入力してください。

(オ) 積立終了時期

売電終了予定月を入力してください。

(カ) 月毎の積立金額

(イ) で入力した撤去及び処分費用を 240 カ月 (20 年) で割った数値を入力ください。

(例) (イ) が 216,000 円の場合

$$216,000 \text{ 円} \div 240 \text{ カ月} = 900 \text{ 円}$$

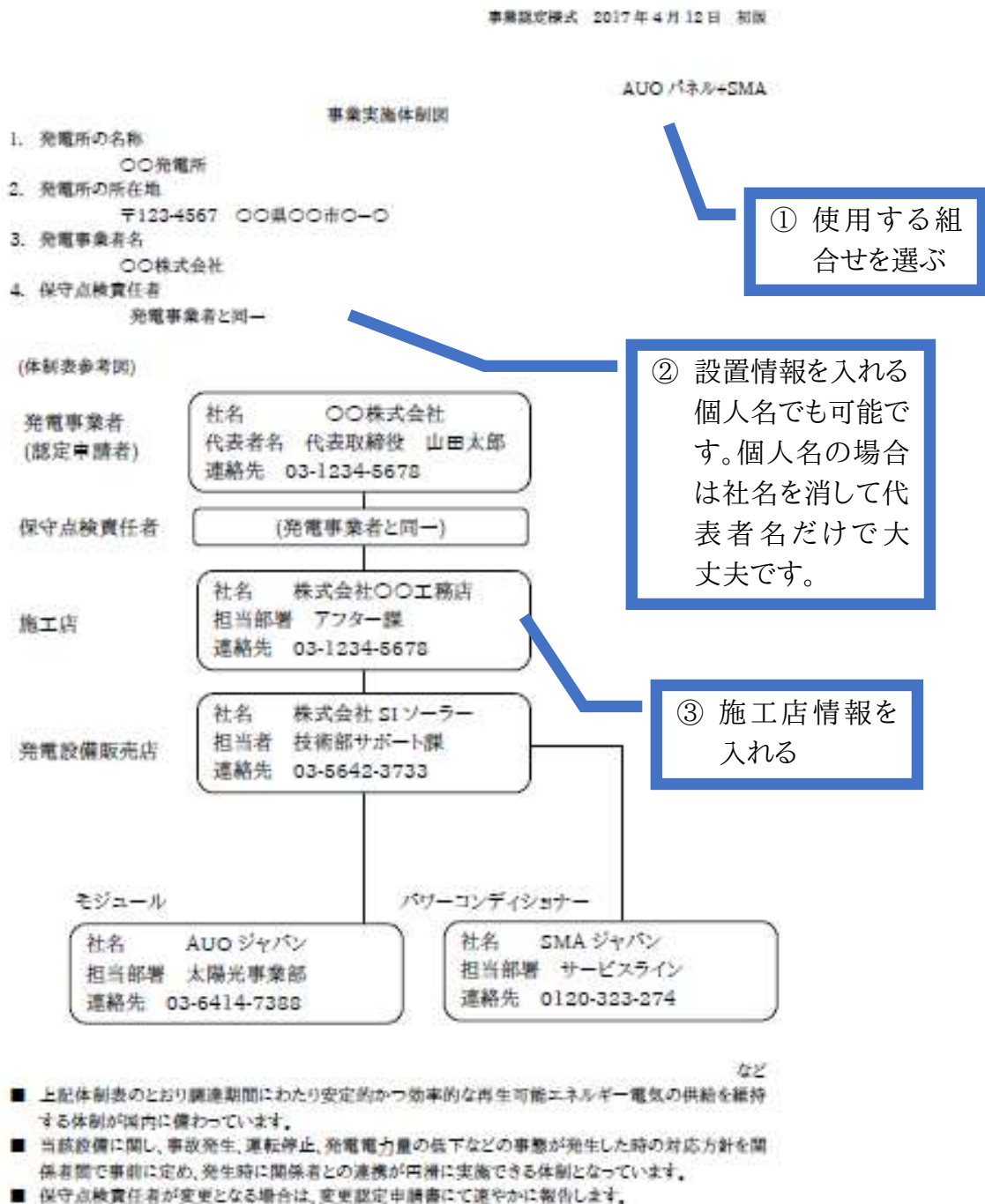
900 と入力してください。

11) 事業計画体制図の書き方

※任意書類ですので、不明な場合は添付無しで申請して下さい。

事業実施体制図のテンプレートを下記の URL よりダウンロードして下さい。

<https://goo.gl/WK6GDC>



④ 必要項目を入力してから印刷して下さい

11) 添付書類一覧

パターン①

10kW 未満余剰：屋根設置（工務店様が代理で申請をする場合）

	10 k W 未満余剰			
設置場所	屋根設置			
土地の取得を証する書類等	屋根設置の場合は不要			
建物所有者の同意を 証する書類	新築		既存	
	事業者所有	事業者以外 所有	事業者所有	事業者以外 所有
建物の登記簿謄本 (未登記：建築確認済証)	必要			
建物所有者の同意書	不要	必要	不要	必要
構造図	標準構造図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要			
配線図	標準配線図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要			
接続の同意を証する書類	必要			
事業者の委任状・印鑑証明書	事業者自身が手続きを行っていない場合かつ、 事業者のメールアドレスが設定されていない場合に 必要			

案件のケースにより上記と異なる場合もありますこと、ご了承ください。

パターン②

10kW 未満余剰：土地設置（工務店様が代理で申請をする場合）

	10 k W 未満余剰			
設置場所	土地設置			
土地の取得を証する書類等	事業者所有		事業者以外所有	
土地の登記簿謄本	必要			
事業者所有：登記上別名義	売買契約書	—	—	—
他人所有	—	—	賃貸借契約書（※1）など	
建物所有者の同意書	不要			
構造図	標準構造図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要			
配線図	標準構造図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要			
接続の同意を証する書類	必要			
事業者の委任状・印鑑証明書	事業者自身が手続きを行っていない場合かつ、 事業者のメールアドレスが設定されていない場合に 必要			

※1：「賃貸借契約書又は地上権設定契約書」又は「権利者の証明書」

案件のケースにより上記と異なる場合もありますこと、ご了承ください。

パターン③

10kW 以上 50kW 未満:屋根設置(工務店様が代理で申請をする場合)

	10kW 以上 50kW 未満			
設置場所	屋根設置			
住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本 (法人は、法人登記簿謄本)	必要			
土地の取得を証する書類等	屋根設置の場合は不要			
建物所有者の同意を証する書類	新築		既存	
	事業者所有	事業者以外所有	事業者所有	事業者以外所有
建物の登記簿謄本 (未登記：建築確認済証)	必要			
建物所有者の同意書	不要	必要	不要	必要
発電設備の内容を証する書類	パワーコンディショナの仕様書 ※カタログ or JET 認証書でも可能			
構造図	標準構造図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要			
配線図	標準配線図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要			
接続の同意を証する書類	必要			
事業実施体制図	必要			
関係法令手続状況報告書	不要			
事業者の委任状・印鑑証明書	事業者自身が手続きを行っていない場合かつ、 事業者のメールアドレスが設定されていない場合 必要			

案件のケースにより上記と異なる場合もありますこと、ご了承ください。

パターン④

10kW 以上 50kW 未満:土地設置(工務店様が代理で申請をする場合)

	10 k W 未満余剰	
設置場所	土地設置	
住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本 (法人は、法人登記簿謄本)	必要	
土地の取得を証する書類等	事業者所有	事業者以外所有
土地の登記簿謄本	必要	
事業者所有：登記上別名義	売買契約書と双方印鑑証明書	—
他人所有	—	賃貸借契約書など(※1)
建物所有者の同意書	不要	
発電設備の内容を証する書類	パワーコンディショナの仕様書 ※カタログ or JET 認証書でも可能	
構造図	標準構造図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要	
配線図	標準構造図の場合は添付不要 東芝又はオムロン蓄電池を設置する場合必要	
接続の同意を証する書類	必要	
事業実施体制図	必要	
関係法令手続状況報告書	必要	
事業者の委任状・印鑑証明書	事業者自身が手続きを行っていない場合かつ、 事業者のメールアドレスが設定されていない場合に 必要	

※1：「賃貸借契約書又は地上権設定契約書」又は「権利者の証明書」
と「土地所有者の印鑑証明書」

案件のケースにより上記と異なる場合もありますこと、ご了承ください。

12) 状態確認

お客様のメールアドレスを設定された方は、申請状態が“設置者承諾待ち”になっています。お客様のメールアドレスに「ユーザ登録確認メール」が届きパスワードを設定してもらいます。設定後「申請確認のお知らせメール」が再度お客様のメールアドレスに送付されます。お客様には、経産省のマニュアルの右下数字 55~62 を実行して必要があります。お客様に実行していただいて、初めて申請完了の「設置者承諾済」になりますので、お客様への通知を忘れずをお願いします。

経産省マニュアル

<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003rzbYAAQ>

右下数字 55~62 を参照ください。

解説動画: <https://youtu.be/vlHe5QINc-E>

本補助マニュアルは、経産省のマニュアルで分かりにくいところの解説及びよくある質問で JPEA 代行申請センターに問合せた返答をまとめたものです。認定申請の承諾を確定させる資料でないことをご理解ください。

認定申請の審査機関は、JPEA 代行申請センターです。

本補助マニュアルで記載のない修正や提出物を依頼されることがあります。

その際は JPEA 代行申請センターの指示による修正および資料の添付などの対応をお願いいたします。

改訂履歴

版数	日付	内容	担当者
初版	2017/4/12	初版制定	矢部
2 版	2017/4/27	表紙のリンク先修正	矢部
2 版	2017/4/27	メンテナンス体制図→事業計画体制図に文言変更	矢部
2 版	2017/4/27	事業計画体制図の書き方を追加	矢部
2 版	2017/4/27	事業区画面積、屋根設置の場合を修正	矢部
3 版	2017/5/19	FAQ170515_1-7-1 に合わせて有効期限追加	矢部
↑	↑	FAQ170515_1-7-2 に合わせて「又は住民票」に変更	
4 版	2017/7/6	保守点検及び維持管理計画	黒澤
5 版	2018/4/6	パネル種類変更 追加	小木曾
5 版	2018/4/6	保守費用及び維持管理費用のリンク先修正	小木曾
5 版	2018/4/6	保守費用及び維持管理費用を修正	小木曾
5 版	2018/4/6	積立開始時期 追加	小木曾
5 版	2018/4/6	積立終了時期 追加	小木曾
5 版	2018/4/6	月毎の積立金額 追加	小木曾
5 版	2018/4/6	(添付)不動産登記簿謄本文言変更	小木曾
6 版	2018/11/05	発電設備の内容を証する書類に“JET 認証書”を追加”	小木曾
7 版	2019/04/08	2019 年省令改正による大幅修正	小木曾